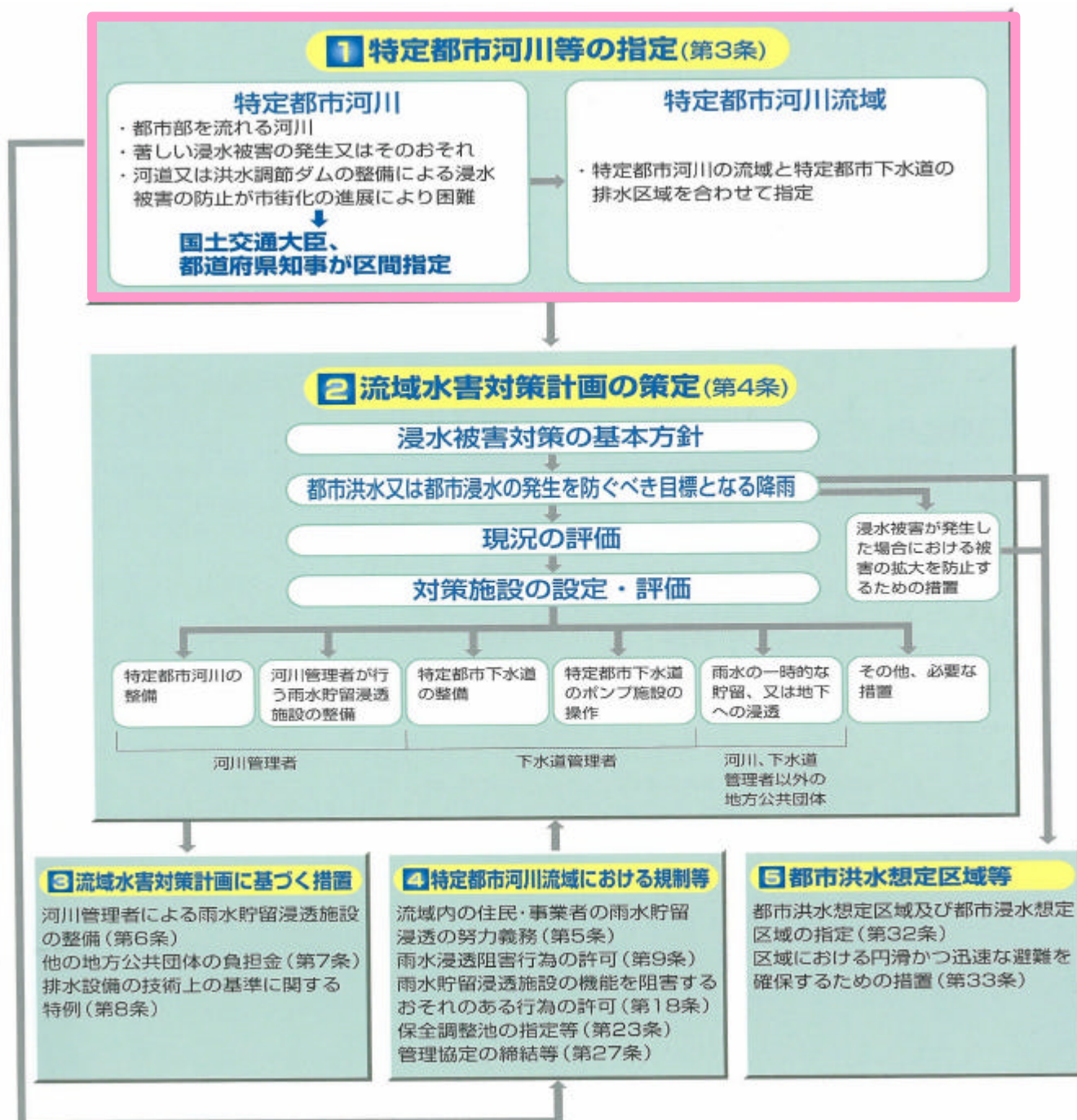


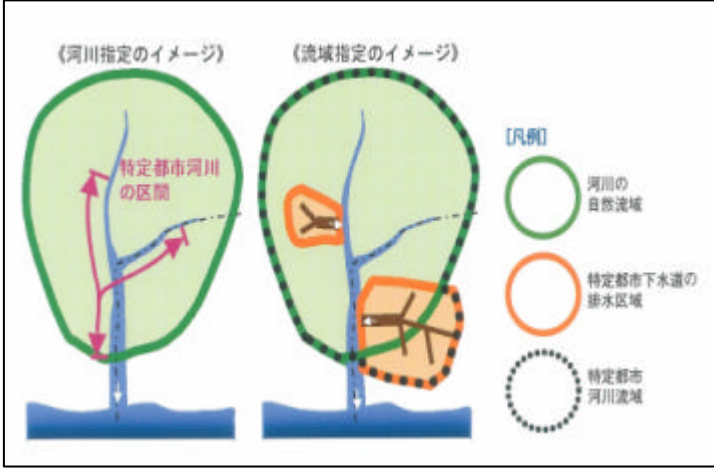
特定都市河川浸水被害対策法の概要

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

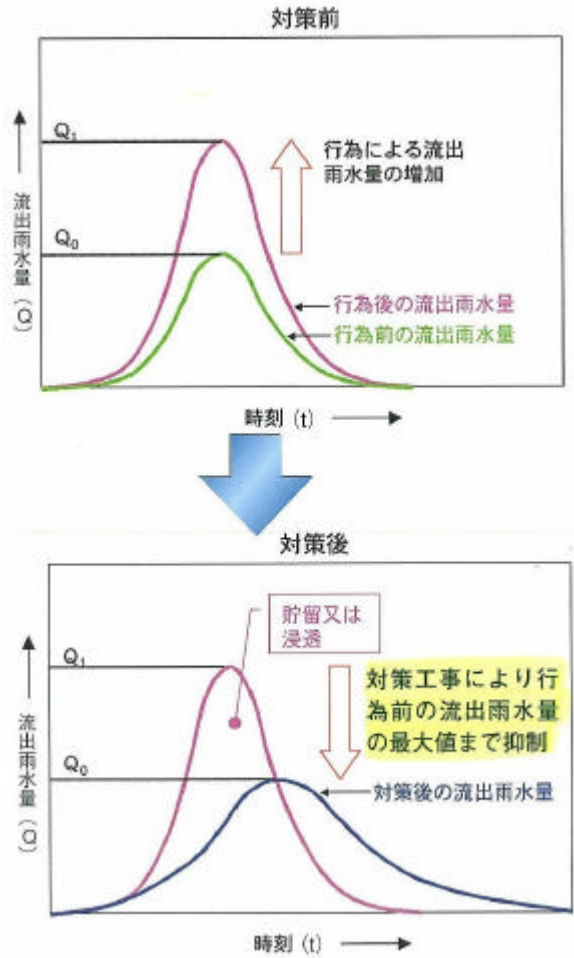


参 考 資 料

特定都市河川等の指定



【対策工事の考え方】
 雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値 (図のQ1) を、貯留又は浸透により行為前のレベル (図のQ0) 以下に抑制すること。



特定都市河川流域における規制等


宅地等以外の土地で行う一定規模 (1,000m²) 以上の雨水浸透阻害行為 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為) は都道府県知事等の許可が必要。
 都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為


- 許可の対象となる雨水浸透阻害行為として以下の4つを規定。
- 1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地 (流出係数 小) 山地、林地、耕地、原野、締め固められていない土地	雨水浸透阻害行為	「宅地等」に含まれる土地 (流出係数 大) 宅地、道路、水路、鉄道線路、飛行場等
--	----------	--
 - 2) 土地の舗装 (例) 農地の舗装駐車場への改変
 - 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
 - 4) ローラー等により土地を締め固める行為

【保全調整池に係る行為の届出】
 既存調整池の埋立行為の届出義務、必要な措置の勧告。



➔



従前の防災調整池
埋め立て後の状況